

## 製品プラスチック分別収集の開始について

### 1 概要

これまでプラスチック製容器包装はリサイクル（再商品化）が進められてきましたが、いわゆる製品プラスチックは燃やすごみとして捨てることになっていたため分別がわかりにくく、資源として再利用されないまま処理されていました。

そこで、住民にわかりやすい分別ルールとすることを通じてプラスチック資源収集量の拡大を図ることを目指し、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラ新法）が令和4年4月1日から施行されました。

これに伴い、白井市が構成市となっている印西地区環境整備事業組合においても、一部地域でのモデル地区収集を経て、令和7年10月から製品プラスチックの分別が資源物に変更になりました。

### 2 収集状況

	家庭系 ごみ量 (kg)	資源物 収集量 (kg)	ビン類 (kg)	カン類 (kg)	ペット (kg)	プラ類 (kg)	紙類 (kg)	布類 (kg)	スプレー缶 (kg)	小型家電 (kg)	人口 (人)
R6.10	1,106,992	203,552	27,370	13,570	18,330	46,350	82,020	14,210	1,270	432	62,203
R7.10	1,071,639	207,919	27,150	12,820	17,290	48,300	82,850	17,700	1,270	539	61,767

### 3 算定方法

製品プラスチックはプラスチック製容器包装類として収集し、製品プラスチックを個別に計量していないため、モデル地区収集時の製品プラスチック収集率6%により算定。

令和7年10月分プラスチック類収集量  $48,300\text{kg} \times 6\% = \underline{2,898\text{kg}}$

### 4 年間の製品プラスチック収集量見込み

11月以降のプラスチック類の収集量を前年同月と同量で見込んだ場合、下記のとおりとなります。

11月～3月プラスチック類収集量 221,480kg

$221,480\text{kg} \times 6\% = 13,288\text{kg}$

令和7年度見込み収集量  $2,898\text{kg} + 13,288\text{kg} = \underline{16,186\text{kg}}$

### 5 算定方法に用いる割合について

半年に一度、公益財団法人容器包装リサイクル協会が行うベール検査により収集したプラスチック類における製品プラスチックの割合を確認し、変更していくこととなっています。

